

滋賀県知事選挙期日前投票所受付等事務委託仕様書

滋賀県知事選挙の期日前投票所における受付等事務の業務委託は、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 業務の場所

(1) 期日前投票

- ア 長浜市役所本庁（長浜市八幡東町632番地）
- イ 長浜市役所北部合同庁舎（長浜市木之本町木之本1757番地2）
- ウ 長浜市役所浅井分庁舎（長浜市内保町2490番地1）
- エ びわ文化学習センター（長浜市難波町505番地）
- オ 虎姫生きがいセンター（長浜市宮部町3445番地）
- カ 長浜市役所湖北分庁舎（長浜市湖北町速水2745番地）
- キ 長浜市役所高月分庁舎（長浜市高月町渡岸寺160番地）
- ク 余呉やまなみセンター（長浜市余呉町中之郷2434番地）
- ケ 長浜市役所西浅井分庁舎（長浜市西浅井町大浦2590番地）
- コ イオン長浜店 2階特設会場（長浜市山階町271番地1）

(2) 期日前投票所受付事務事前研修

長浜市役所本庁（長浜市八幡東町632番地）

2 業務の内容

(1) 誘導係の業務

- ア 期日前投票のできる事由のある選挙人に対し、宣誓書の書き方を説明すること。
- イ 期日前投票所が混雑した際、選挙人がスムーズに投票ができるよう、その誘導及び整理を行うこと。

(2) 受付係の業務

- ア 入場券及び宣誓書の内容に基づき、選挙人が選挙人名簿に登録されていることを確認し、パソコンで選挙システムにデータ入力を行うこと。
- イ 投票の仕方を説明し、投票用紙交付係に誘導すること。

(3) 投票用紙交付係の業務

- ア 投票用紙に汚損や印刷ミス等がないか確認すること。
- イ 投票できることが確認できた後、投票用紙に記載する事項を説明し、滋賀県知事選挙の投

票用紙を1枚ずつ交付すること。

(4) 期日前投票所受付事務事前研修

上記期日前投票所受付係の業務に必要なパソコン操作等の研修を必要に応じ受講すること。

(5) 付随業務

ア 代理投票の申し出があった場合は立会いを行うこと。

3 期日前投票所従事者の配置等

(1) 業務期間

16日間(令和8年6月19日(金)から7月4日(土)まで)

(2) 業務時間

本庁・北部合同庁舎 午前8時15分から午後8時15分まで

イオン長浜店 午前9時45分から午後8時15分まで

上記以外 午前8時45分から午後6時15分まで

(3) 業務従事者数

別表1「期日前投票所従事者配置表」のとおり

4 期日前投票所受付事務事前研修

(1) 業務日及び業務時間

発注者と受託者が協議して別に定める日時の90分(令和8年6月9日(火)から同年6月15日(月)までの間で必要に応じ実施する予定)

(2) 業務従事者

期日前投票所従事者

5 従事者について

(1) 選定基準

ア 明るく、礼儀正しく人と接することができる者

イ 各業務を適正に行うことができる者(特に期日前投票所における選挙人名簿対照事務では基本的なパソコン操作(ローマ字入力等)が必要となる)

(2) 従事者シフトの作成

受託業者は、従事者のシフト表を事前に作成し、選挙管理委員会事務局に提出すること。その際、選挙人名簿対照事務については、業務量が増加する後半期間までに一定の数をこなし、可能な限り少数で選定すること。

(3) 従事者の補充

受託業者は、事務従事者に欠勤が生じる場合にあっては、受付等事務が支障なく遂行できる者を速やかに補充し、常時、所定の従事人数に不足が生じないようにすること。なお、補充員が初めて従事する場合は、必要に応じ事前に受託業者にて業務内容の説明及びマニュアルの交付を行うこと。

6 器具資材等の負担

- (1) 業務の遂行に必要な器具、資材等は、発注者が揃える。
- (2) 従事者は、発注者が揃える器具、機材等を善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

7 秘密の保持等

従事者は、業務の処理に際して知り得た秘密及び個人情報を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 特記事項

- (1) 投票の秘密保持等のため、事前に別紙「誓約書」を提出すること。
- (2) 服装等は、投票者に不快感を与えないようにすること。
- (3) 食事は支給しない。

9 委託料等

(1) 委託料の算出方法

受注者は、各業務について、事務従事者1人分の受付等事務に要する1時間当たりの単価（1日の労働時間が8時間を超える場合の単価は25%増の金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その多数を切り捨てた金額とする。））を見積り、その見積り額に各業務における延べ人数及び従事時間数を乗じて得た金額をそれぞれ見積もるものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）

なお、契約の履行に必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料は、見積りする単価に含めるものとする。

(2) 請求方法

委託料の請求は、業務別実績報告書を添えて、委託料（各業務における従事者の就業時間に

契約単価を乗じて得た金額を合計した金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を請求するものとする。

なお、各日の従事者の就業時間は、15分単位（端数は切り捨てる。）で算出する。

(3) 業務別実績報告書

業務別実績報告書は、次の事項を記載し、又は添付するものとする。

最終業務日から12日以内に提出すること。

- ① 各業務の就業時間
- ② 上記に係る従事者個人別の明細

10 その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受託者が協議して定める。

担当 長浜市選挙管理委員会事務局

電話 0749-65-6503（直通）

0749-62-4111（代表）

誓 約 書

令和 年 月 日

長浜市選挙管理委員会委員長 宛て

事務従事者 住 所

氏 名 印
連絡先

私は、滋賀県知事選挙に係る事務に従事するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 事務については、長浜市選挙管理委員会、期日前投票管理者の指示に従います。
- 2 投票用紙、期日前投票管理システム、事務機器等は、丁重に扱います。
- 3 選挙人の基本的人権を尊重し、職務上知り得た選挙人に関する個人情報については、事務従事期間中はもとより、事務従事期間が終了した後も他人に漏らしたりしません。

令和8年7月5日執行予定 滋賀県知事選挙 期日前投票所従事者配置表（別表1）

		本庁	北部	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	余呉	西浅井	イオン
6月19日	金	4	3								
6月20日	土	4	3								
6月21日	日	4	3								
6月22日	月	4	3								
6月23日	火	4	3								
6月24日	水	4	3								
6月25日	木	4	3								
6月26日	金	4	3								
6月27日	土	4	3								5
6月28日	日	4	3								5
6月29日	月	4	3	3	2	2	2	3			5
6月30日	火	4	3	3	2	2	2	3			5
7月1日	水	5	3	3	2	2	2	3	2	2	5
7月2日	木	5	3	3	2	2	2	3	2	2	5
7月3日	金	5	3	3	2	2	2	3	2	2	5
7月4日	土	5	4	4	3	3	3	4	2	2	5
計		68	49	19	13	13	13	19	8	8	40